平成 27 年8月 18 日

各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 15 号
株 式 会 社 オ ウ ケ イ ウ ェ イ ヴ
代 表 取 締 役 社 長　兼　元　謙　任
(コード番号:3808　名証セントレックス)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長　野 崎 正 徳
電 話 番 号　　０３－５７９３－１１９５

アイロムグループとヘルスケア分野にて業務提携

株式会社オウケイウェイヴ(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:兼元　謙任)は、株式会社アイロムグループ(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:森　豊隆)とヘルスケア分野において一般向け並びに医療従事者向けの医療情報等の提供を目指したIT インフラを構築するため、両社間にて業務提携をすることに合意しました。

1. 業務提携の理由及び内容

このたびの業務提携では、オウケイウェイヴの運営する日本初、最大級の Q&A サイト「OKWave」(http://okwave.jp)の月間 3,500 万人以上の訪問者と、アイロムグループの持つ 1,500 施設以上の提携医療機関のネットワークとを結び付けることにより、多くの人々が医療に関する有益な情報を得るとともに、医療従事者もまた最新の医療情報を受け取ることのできる社会的な IT インフラを構築していくことを目的としています。

今後、両社では提携事業として、下記の 4 事業を推進していく考えです。

(1)ヘルスケア分野においてオーダーメイド医療の発展等に資するため、質の高い検査・診断・治療等に活用しうる医療機関等の情報をデータベース化することをはじめとする IT インフラを共同で構築し、それを活用した医療に関わるナレッジマネジメントを行うこと

(2)両社が構築する IT インフラを活用した広告事業

(3)アイロムグループ子会社の臨床試験に関わる啓蒙活動に対するオウケイウェイヴの支援

(4)オウケイウェイヴが運営する専門家が回答する Q&A サービス「OKWave Professional」
(http://okwave.jp/professional)にて、アイロムグループが有する国内外の提携医療機関のネットワークを活用すること

オウケイウェイヴでは、今回の提携により、アイロムグループが有する豊富な提携医療機関のネットワークを活用できることで、「OKWave Professional」における医師をはじめとする医療従事者から生活者の質問に対する回答が促進され、サービス品質をより充実・強化していくことを目指しています。
アイロムグループは今後、オウケイウェイヴの知見や事業資産を活用して、様々な疾患に関わる予防・診断・治療をテーマに創薬や再生医療の情報を配信し、その情報発信プラットフォームを活用して、ヘルスケアに関わる企業と連携したプロモーション事業を展開してまいります。またこれに先立ち、アイロムグループ子会社の臨床試験に関わる啓蒙活動をオウケイウェイヴのサービスユーザーにも利用できるようにしていきます。

両社では既存サービスの強化への相互協力から提携事業を開始し、今後は、両社共同で、まったく新しい、個人ユーザー向けのサービス開発も視野に入れていきます。

2. 株式会社アイロムグループについて

アイロムグループは、SMO（治療施設支援機関）事業、CRO（開発業務受託機関）事業、メディカルサポート事業に先端医療事業を加えた４つの事業体を有し、そのグループシナジーを最大限に活用しながら、グループ理念に掲げる、生活者の QOHL（Quality of healthy life）向上のため次代の「統合医療」発展に貢献します。

会社名	株式会社アイロムグループ
設立年月日	1997 年（平成 9 年）4 月 9 日
代表取締役社長	森 豊隆
本社所在地	〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム
資本金	3,037,130,196 円
決算期	3月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
連結従業員数	338 人（平成 27 年3月 31 日現在）

3.今後の見通し

今期（平成 28 年6月期）の業績へ与える影響は軽微である見通しですが、今後、開示すべき事項が生じましたら、速やかに開示いたします。

以 上

各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長　兼　元　謙　任
(コード番号:3808　名証セントレックス)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長　野 崎 正 徳
電 話 番 号　　０３－５７９３－１１９５

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の件を平成27年9月26日開催予定の第16回定時株主総会に付議することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款の一部変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことから、適任者を確保し、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に基づき、現行定款第29条（取締役の責任免除）及び第39条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　後　定　款
（取締役の責任免除） 第29条（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第29条（現行通り） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
現　行　定　款	変　更　後　定　款

（監査役の責任免除） 第 39 条（条文省略） ② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第 39 条（条文省略） ② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 27 年９月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日　平成 27 年９月 26 日（予定）

以 上